

平成 30 年 8 月 28 日

道路局 国道・技術課

橋梁等の平成 29 年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（第 4 弾）の公表～

平成 25 年の道路法改正等を受けて、平成 26 年 7 月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5 年に 1 度、近接目視による点検を実施しています。

今般、4 年目にあたる平成 29 年度の点検の実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

<ポイント>

○平成 26 年以降 4 年間の点検実施状況は、橋梁 80%、トンネル 71%、道路附属物等 75%と着実に進捗

○国土交通省管理の舗装や小規模附属物の点検実施状況等を初公表

○H26～28 年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、現時点で国土交通省管理で約 6 割、地方公共団体管理で約 1 割

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して、計画的なメンテナンスを実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h29.html

<問い合わせ先>

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 吉沢 仁 （内線 37892）直通 03-5253-8492
課長補佐 長田 英和 （内線 37893）直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 和田 圭仙 （内線 37865）直通 03-5253-8492

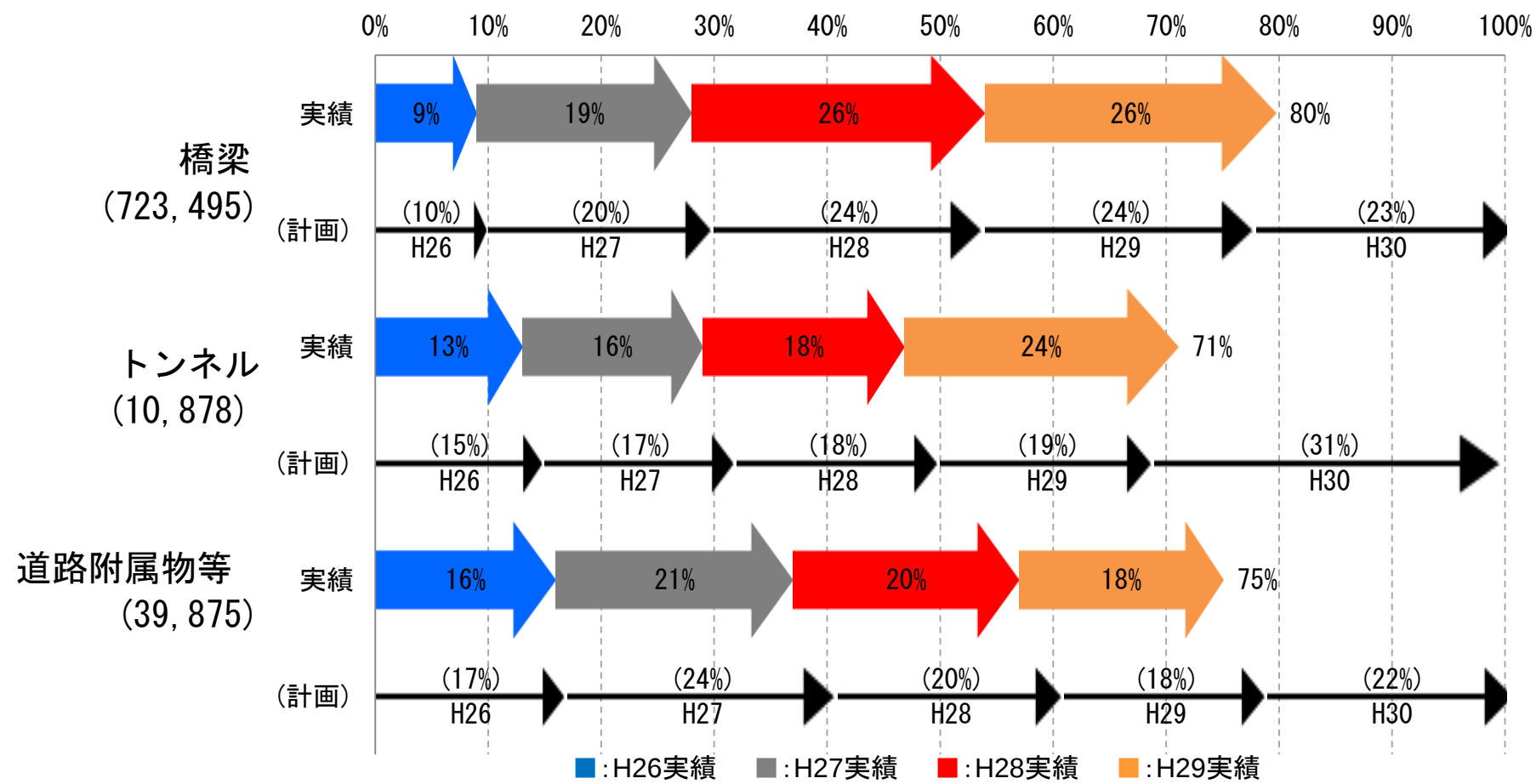
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦 （内線 38142）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗。

平成26～29年度の点検実施状況

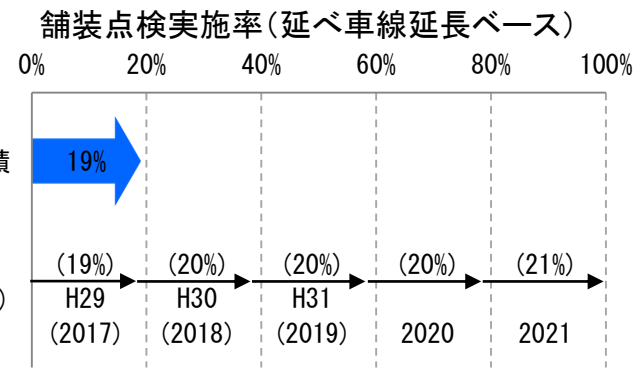


※ ()内は施設数
※ 道路附属物等 : シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

舗装・小規模附属物の点検実施状況

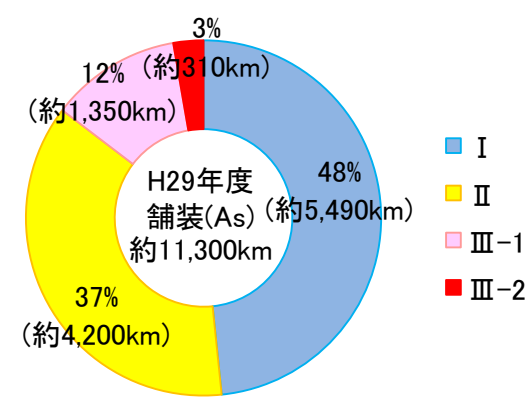
- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度の舗装の定期点検実施状況は、19%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物においては、平成29年度内に約1割の施設で定期点検を実施。

舗装



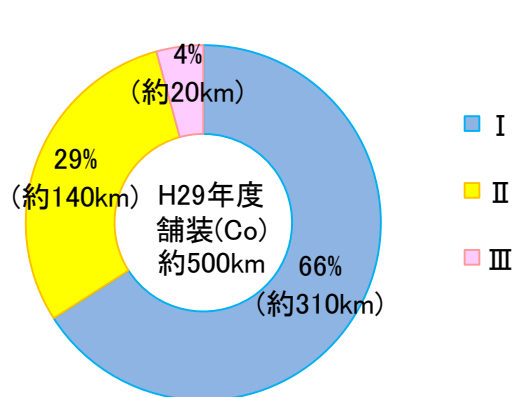
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

アスファルト舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
 - II 表層機能保持段階
 - III-1 修繕段階(表層等修繕)
 - III-2 修繕段階(路盤打換等)

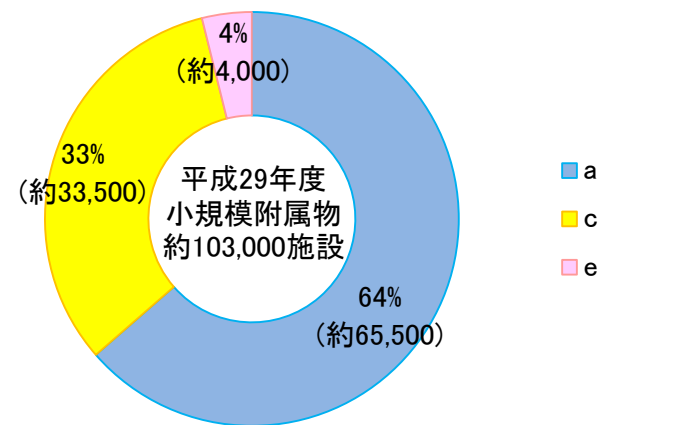
コンクリート舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
 - II 補修段階
 - III 修繕段階

小規模附属物

小規模附属物点検結果
損傷度の判定区分割合



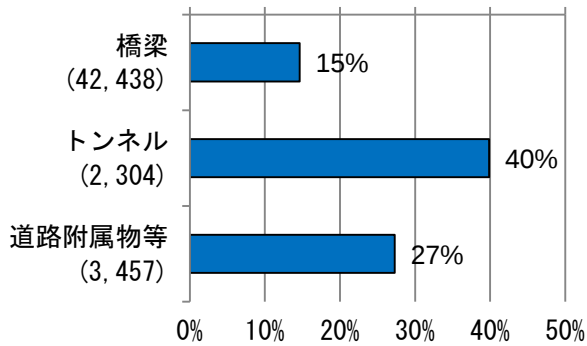
- 判定区分
- a 損傷が認められない
 - c 損傷が認められる
 - e 損傷が大きい

※小規模附属物: 標識(門型を除く)、照明施設等

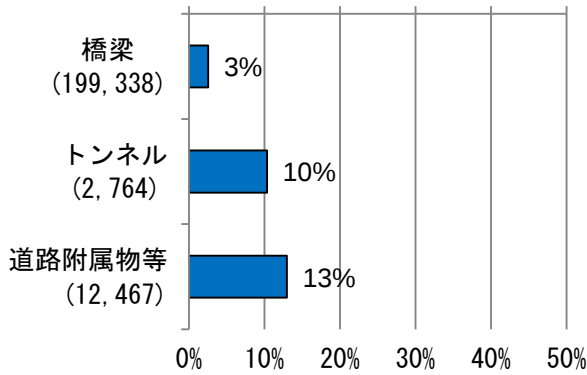
措置の状況

- 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で62%、地方公共団体管理で10%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

	点検 実施 年度	修繕が必要な 施設数(A)	修繕に着手済み の施設数(B)	着手率 (B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	765	572	75%						H26～H28 62%
	H27	548	342	62%						
	H28	684	319	47%						
高速道路会社	H26	298	180	60%						H26～H28 36%
	H27	397	132	33%						
	H28	479	110	23%						
都道府県・政令市等	H26	3,528	471	13%						H26～H28 9%
	H27	4,135	414	10%						
	H28	4,873	288	6%						
市町村	H26	5,130	1,064	21%						H26～H28 13%
	H27	9,550	1,223	13%						
	H28	12,051	1,089	9%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～28	7,225	1,808	25%					
高速道路会社	H26～28	10,893	290	3%					
都道府県・政令市等	H26～28	53,172	566	1%					
市町村	H26～28	128,048	2,413	2%					

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)
※判定区分 Ⅰ:健全、Ⅱ:予防保全段階、Ⅲ:早期措置段階、Ⅳ:緊急措置段階